

- 議案第22号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例…①
 議案第23号 宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例…②
 議案第24号 宝塚市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例並びに宝塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例…③

資料1 議案第22号・第23号・第24号条例改正について

改正対象の条例		宝塚市立保育所設置条例	宝塚市立保育所設置条例	宝塚市立子ども発達支援	宝塚市立子ども発達支援	宝塚市立子ども発達支援	宝塚市立子ども発達支援	宝塚市立子ども発達支援
改正事項		宝塚市立保育所設置条例	宝塚市立保育所設置条例	宝塚市立子ども発達支援	宝塚市立子ども発達支援	宝塚市立子ども発達支援	宝塚市立子ども発達支援	宝塚市立子ども発達支援
1	主務大臣及び主務省令の変更に伴う例規改正 (厚生労働大臣→内閣総理大臣)			8条△	3条△ 別表△			
2	学校教育法第25条の項の新設に伴う改正 (第25条→第25条1項)	15条△						
3	子ども・子育て支援法の条ずれ等に伴う例規改正 (第19条1項1号→第19条1号 等)	4,6,7,8,13,20 35,36,37,39 51,52条△	7条△ 附則4条△	7条△				①
◎諸記録の作成、保存等の電磁的記録による対応 (令和3年内閣府令第53号) (令和3年厚生労働省令第55号)								
4	書面で行うことが規定されているものについて電磁的記録により行うことができることとする。	5条2～6項× 38条2項× 53条○					48条○	
◎懲戒権に関する規定の削除に伴う対応 (令和4年内閣府令第65号) (令和4年厚生労働省令第167号)								
5	民法改正により親権者の懲戒権に係る規定の削除等がされたことに合わせて、懲戒に係る権限の濫用の禁止の条項を削除する。	26条×					14条×	
◎安全計画の策定等に関する対応 (令和4年厚生労働省令第159号)								
6	事業所外での活動や取組等を含めた生活における安全に関する事項についての安全計画の策定を義務とする。						8条の2○	6条の2○
7	感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修・訓練を実施することを努力義務として求める。						15条△	13条△
8	業務継続計画を策定・周知し、必要な研修及び訓練を定期的実施することを努力義務として求める。							12条の2○
9	保育に支障がない場合、直接従事する職員についても、併設する他の社会福祉施設と兼ねることができることとする。						11条△	
◎こどものバス送迎・安全徹底プランへの対応 (令和4年厚生労働省令第175号)								
10	自動車を運行する場合、点呼等の方法により園児や利用者の所在確認の実施を義務とする。						8条の3 1項○	6条の3○
11	送迎用自動車等を利用する乳幼児の見落としを防止する装置の設置と義務とする。						8条の3 2項○	③